

情 審 答 申 第 1 8 号
平成 18 年 3 月 31 日

宇治市議会議長 高橋 尚男 様

宇治市情報公開審査会
会長 錦織 成史

宇治市情報公開条例第 17 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 17 年 9 月 15 日付け、17 宇議会 513 号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「6 月 28 日の各派幹事会の①議事録、②テープ、③議会事務局職員筆記ノート、④2005 年 6 月 29 日 9 時 40 分現在における上記①～③」について、公文書非公開決定（不存在等）に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 結論

宇治市議会議長（以下「実施機関」という。）の判断は妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 公文書公開請求書の提出およびその受理

平成17年6月29日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第9条第1項の規定により、実施機関に対し「6月28日の各派幹事会の①議事録、②テープ、③議会事務局職員筆記ノート、④2005年6月29日9時40分現在における上記①～③」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行い、実施機関は、同日付けでこれを受理した。なお、異議申立人は、本件請求に係る公文書のうち①の議事録とは、出席者の発言内容のわかるようなもので要点筆記のものを含まない旨口頭で説明した。

2 実施機関の請求に係る公文書の特定及び当該公文書の公開に係る決定

平成17年7月13日、実施機関は、請求に係る公文書が存在しないことを理由として、公文書非公開決定（不存在等）を行い、同日、異議申立人に通知した。なお、実施機関は6月28日に開かれた各派幹事会の会議結果報告書および資料の写しを異議申立人に提供した。

3 異議の申立て

平成17年8月9日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 審査会への諮問

平成17年9月15日、実施機関は、情報公開条例第17条第1項の規定により、宇治市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第3 異議申立ての趣旨

1 申立ての趣旨

異議申立てに係る処分の取消決定を求める。

2 主張

異議申立人が異議申立書および口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 各派幹事会の意味について、議員同士の福利厚生とかその他のいろんなことを協議するためにつくられたものと聞いている。議員に関することについてのその他のことを議論していると聞いている。しかし最近は重くなっている。重要案件が議会の常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会に諮られる前に市長部局

から各派幹事会に諮られている。そこで各派幹事会を聞きたいと思うのは当然である。

傍聴は議長の許可を得てさせるということに決められているようであるので、私は傍聴の要望を出しているが、無視されている。

- (2) 一度だけ各派幹事会への出席が認められたことがある。平成8年ごろ、市による土地の購入について、匿名で投書があつたため、これを議会で取り上げると、議事進行が出て、議長が休憩を宣言して、私が出席を求められたのが各派幹事会であつた。

その時、議会事務局職員複数が出席して、ノートにメモをとり、テープに録音しているのを見た。

- (3) 平成17年3月に情報公開条例が改正され磁気テープも公開請求の対象になった。各派幹事会で、議案第16号が検討されたとされる翌朝、議会事務局長が私の控室を訪れ、「各派幹事会のテープの取扱いについては、非公開とするが、異議申立人にだけは公開する」との発言があった。
- (4) 6月28日に行われた各派幹事会の翌日、私は公開を求めた。その時刻（9時40分）には①テープ、②職員のメモは存在している筈である。①②もなく記憶で（職員がメモなしで）議事録作成するということはあり得ない。
- (5) 市長部局等の管理職および議会事務局職員が出席して報告を受けている時の記録はどうなっているのか。実施機関は、会議結果報告書が全て、テープもとっていないと言っているが、そんなことは絶対ないと思っている。

市の職員は長年の慣習でもって筆記のプロを採用するか、そうでなければテープをとり、あわせてメモをとるということはどこの課でもやられていることである。テープも間違いなく使われてきたと思っている。職員複数がノートにメモしていることも重要な案件であるからこそであり、ノートのメモも公文書だと思っている。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

- 1 実施機関が理由説明書および実施機関の職員の口頭説明において述べているところを総合すると、概ね次のとおりである。
- 2 各派幹事会について

各派幹事会は、宇治市議会に設置されたものであつて、その設置根拠は法令又は条例に基づくものではなく、宇治市議会各派幹事会要綱（以下「要綱」という。）に基づいて設置されたものである。各派幹事会は、「正副議長及び各会派の幹事をもつて構成」され、「議長が召集し、これを主宰する」ものである。

また、各派幹事会では次の事項を協議するものである。なお、宇治市議会では、議会運営事項については、議会運営委員会で協議がなされている。

- (1) 議会運営以外の事項で各派の連絡調整を必要とする事項
- (2) 議員クラブに関する事項

- (3) 議会の諸行事に関すること
- (4) 議長が特に必要と認めたこと

各派幹事会では、市長等からの報告を受けることがあるが、これは議会の合意が必要な案件等の報告を事前に受けるだけである。また、先例により議会人事について協議されることがあるが、これはどのような形で人事を決めるかが話し合われるものであり、正式には議会運営委員会で決定されるため、重要な協議が行われるわけではない。

3 各派幹事会議事録作成の根拠規定について

要綱には議事録作成に関する規定はない。また文書等管理規則を見ても各派幹事会において議事録作成を義務付けるような規定は存在しない。

4 各派幹事会議事録の実際上の取扱いについて

各派幹事会については、各派幹事の自由な意見交換や各派の連絡調整を行う場としての会であるため、出席者の発言内容がわかるような議事録は作成せず、結果のみ記載した会議結果報告書を作成するにとどめている。また、会議当日に配布された資料があれば、その会議結果報告書に添付することにしている。

5 テープ録音及び職員のメモについて

全文筆記の議事録又は出席者の発言内容まで記した詳細な議事録を作成する場合には、テープ録音又は職員のメモが有用であるが、各派幹事会においては会議結果報告書の作成にとどめているため、テープに録音し又は職員がメモをする必要性がない。

また、出席者が発言を控えるなどの弊害を除き自由活発な議論を促すためには、テープ録音やメモをとることは適切ではないと考えている。

なお、6月28日の各派幹事会においても、実際にテープ録音は行っておらず、出席した議会事務局職員もメモをとっていないことを確認している。

6 各派幹事会における職務命令、対外的な意思表示の有無について

各派幹事会は、各派幹事の自由な意見交換や各派の連絡調整を行う場としての会であるため職務命令等を発する権限はなく、対外的な意思表示を行うこともない。要綱に定めた各派幹事会の協議事項から考えても、職務命令や対外的な意思表示を行うようなことは考えられない。

また、6月28日の各派幹事会で実際に行われた協議事項にも職務命令の発令や対外的な意思表示を行うものは含まれていない。

以上のことから考えても、各派幹事会の記録としては会議結果報告書を作成すれば十分である。

7 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「議会の各派幹事会には、議会事務局職員複数が出席して、ノートにメモをとっている。テープに録音しているのも異議申立人は目撃している。」と主張しているが、各派幹事会は、これまでから会議の内容をテープ録音しておらず、今後もそのような予定はない。このことは職員のメモについても同様である。

また、本件で問題となっているのは6月28日の各派幹事会であるから、仮に過去に目撃したとしても、異議申立人が本件請求に係る公文書の存在を主張、立証したことにはならない。

- (2) 異議申立人は「平成17年3月、各派幹事会で、議案第16号が検討されたとされる翌朝、事務局長が異議申立人の控室を訪れ、「各派幹事会のテープの取扱いについては、非公開とするが、異議申立人にだけは公開する」との発言があった。」と主張しているが、その時の経過は次のとおりである。

ア 平成17年3月定例会で、議案第16号「宇治市情報公開条例の全部を改正する条例案を制定するについて」が議題となった。平成17年3月23日に、各派幹事が開かれ、平成10年の旧情報公開条例施行時と同様、議会運営委員会で情報公開に関する申し合わせを行うことが話し合われた。異議申立人は各派幹事会に出席する資格がないため、議会事務局長が翌24日に異議申立人にその内容を説明したが、この中で「これまでから、議事録作成のためのテープについては市民には公開をしていないが、市会議員が自身の発言や執行部の答弁の確認のためにテープを聞きたいということであれば聞いてもらっている。」旨の説明を行った。

イ この説明を異議申立人は「各派幹事会のテープの取扱いについては、非公開とするが、異議申立人にだけは公開する」と受け止めたものと思われるが、議会事務局長が説明した「議事録作成のためのテープ」とは本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会の録音テープのことであって、各派幹事会のテープではない。また、議会事務局長の説明は「異議申立人にだけ」公開するという趣旨ではなく、市会議員全員を指して「テープを聞いてもらっている」旨述べたものである。

以上のように、異議申立人の主張は、誤解に基づくものと思われる。

- (3) 異議申立人は「6月28日に行われた各派幹事会の翌日、異議申立人は公開を求めた。その時刻（9時40分）には①テープ、②職員のメモは存在している筈である。①②もなく記憶で（職員がメモなしで）議事録作成するということはあり得ない。」と主張しているが、各派幹事会ではテープ録音をしておらず、職員もメモをとっていない。また、実施機関は、実際に6月28日の各派幹事会において、テープ録音をしておらず、職員がメモしていないことを確認している。したがって、異議申立人が本件請求を行った時点においても、テープ及び職員のメモが存在しないことは言うまでもない。

8 会議結果報告書作成のルールについて

実施機関は、平成13年1月23日付け宇情審答申第9号（以下「答申第9号」という。）で「各派幹事会の会議結果報告書の作成等に係る明確なルールを定め、適正な文書の取扱いに努められたい。」との意見を受けたため、会議結果報告書作成等のルールとして次の事項を口頭の指示として徹底している。

- (1) 会議結果報告書は、庶務調査係長が作成すること。庶務調査係長が欠けているときは、議事係長が作成すること。
- (2) 会議結果報告書作成にあたっては、議会事務局職員はメモをとらず、不明な箇所は出席した複数の議会事務局職員に確認し作成すること。
- (3) 会議結果報告書の記載事項は、会議の結果及び簡単な説明とすること。配布資料があるときは、会議結果報告書に添付すること。

第5 判断

- 1 本件異議申立てについては、本件請求に係る公文書が存在するか否かが争点になる。情報公開条例第2条第1項に規定する公文書には、起案・受理・供覧等の手続きが完了したものに限らず、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを広く含むものである。
そこで、審査会は、公文書の取得、作成、廃棄等に係る法令、条例および規則上の根拠ならびに実際上の取扱い、会議結果報告書を作成する際に根拠とした資料、録音テープ、メモの状況等を実施機関から聴取する等して、公文書が存在しないとした実施機関の判断の適否を慎重に審査するものである。
- 2 審査会は、実施機関の説明から、次のことを確認した。
 - (1) 要綱、宇治市議会事務局文書等管理規則その他、各派幹事会における議事録作成に関する、法令、条例、規則上の規定は存在しない。
 - (2) 各派幹事会の記録の実際上の取扱いとして、出席者の発言内容がわかるような議事録は作成せず、結果のみ記載した会議結果報告書を作成している。また、資料があれば、その会議結果報告書に添付している。
 - (3) 会議結果報告書の作成にあたっては、議会事務局の職員は、各派幹事の自由な発言を促すため、テープに録音し、メモをとることはしていない。会議結果報告書は配布した資料を参考にし、不明な箇所がある場合には出席した複数の職員に確認して、作成している。
また、実際に本件請求の対象となった6月28日の各派幹事会においても、テープに録音し、メモをとることはしていない。
 - (4) 会議結果報告書の確定にあたっては、議会事務局の決裁手続きによって行われているが、会議結果報告書の内容について各派幹事会出席者の確認をとることはしていない。
 - (5) 実施機関は、答申第9号を受け、各派幹事会における会議結果報告書作成のルールを定めている。(第4. 8参照)
- 3 実施機関は、各派幹事会では議会運営に関する事項は協議しない旨説明しているが、実施機関が異議申立人に提供した会議結果報告書には、「農業委員の投票について「定期例会最終日に投票を行うことが確認された」等の、議会運営に関する事項が実質的に協議されているのではないかと思わせる記述がある。

また、会議結果報告書作成にあたってはメモをとらず、作成したものについて各出席者に確認する作業も行っていないという実施機関の説明については、会議結果報告書の正確な作成の点から考えれば疑問を感じざるを得ない。

このように実施機関の主張にはなお不自然な部分があるものの、立入調査等を行う権限のない審査会としては、本件請求に係る公文書が存在するか否かをこれ以上検討することは困難である。

4 実施機関と異議申立人の主張には、議会事務局長の発言内容等に事実認識の食い違いが認められるが、審査会としてはどちらの主張が真実であるのかをこれ以上調査することは困難である。

5 審査会は、その他実施機関の説明を詳細に検討したが、既に異議申立人に情報提供された会議結果報告書および資料以外に実施機関が保有していると認められる公文書が存在するという確証を得ることはできなかった。

なお、実施機関は、審査会が答申第9号の中で行った意見を受けて、会議結果報告書作成のルールを定めているが、この中に「会議結果報告書作成にあたっては、議会事務局職員はメモをとらず、不明な箇所は出席した複数の議会事務局職員に確認し作成すること」との項目がある。審査会は、当該答申の中で意見を述べるにあたっては、記録を作成する過程の不透明を取り除くことにより、公開の対象である公文書がどのようなものかということを市民の目から見てあきらかにすることを希望したものである。実施機関において、このような趣旨が必ずしも十分に伝わっていないことが伺われるのは遺憾である。

第6 結語

以上より、結論のとおり答申する。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17 年 9 月 15 日	諮問書の受理
平成 17 年 12 月 28 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 18 年 1 月 30 日	審査会（第 1 回）
平成 18 年 2 月 27 日	審査会（第 2 回）
平成 18 年 3 月 17 日	審査会（第 3 回）
平成 18 年 3 月 31 日	答申